

令和5年度の狩猟が解禁されます

1 狩猟期間

令和5年11月15日（水）から令和6年2月15日（木）まで
ただし、ニホンジカ及びイノシシに限り、令和6年2月29日（木）まで

2 狩猟事故・違反の発生防止対策

狩猟期間中、狩猟による事故の予防と法令違反の防止のため、市町村、猟友会、警察署等の関係機関と連携して、各環境森林事務所・森林事務所の職員や鳥獣保護管理指導員によるパトロールを実施します。

3 群馬県内で狩猟をする皆さんへ

- ・ 法令及びマナーを守って、安全な狩猟を実施してください。
- ・ 群馬県では、ニホンジカ（特にメスジカ）及びイノシシの捕獲強化を呼びかけています。自然生態系の保全及び農林業被害軽減のため、積極的な捕獲をお願いします。
- ・ 豚熱（CSF）感染確認区域で狩猟する際は、防疫措置(消毒など)を徹底してください。
- ・ 県内で捕獲されたツキノワグマ、ニホンジカ（一部解除を除く）、イノシシ及びヤマドリ肉は、原子力災害対策本部長の指示により「出荷制限」とされていますので、ご注意ください。

4 一般入山者の皆さんへ

- ・ 入山する際は、できるだけ目立つ服装を心がけ、複数人で話をする、音の鳴るもの（鈴、ラジオ等）を携帯するなど、自分の存在を狩猟者や周囲に知らせましょう。
- ・ 土日及び祝日は、狩猟者が大勢入山しますので、特に注意しましょう。
- ・ わな設置の標識がある場所は、危険ですので、近づかないようにしましょう。

<参考> 狩猟者登録の状況

区分		網猟、わな猟	銃猟	計
令和5年度 (10月末日現在)	県内者	1,157人	1,371人	2,528人
	県外者	19人	594人	613人
	計	1,176人	1,965人	3,141人
参考	令和4年度	1,182人	2,063人	3,245人
	令和3年度	1,165人	2,115人	3,280人
	令和2年度	1,133人	2,197人	3,330人